

事業計画策定ガイドラインの改正案に対する意見公募の実施結果について（別紙）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 風力発電に関する御意見		
1	風力のFIT事業計画認定は現在、3年ルール及び8年ルールの取り決めがあるが、特に保安林内や国立公園国定公園内、及び農地（耕作放棄地を含む）の許認可の取得は難易度を増しており特に8年ルール（FIT取得～運転開始まで）の期限内では間に合わない事案が増えていると思われる。この期限を案件毎に個別に判断して頂きたい。FIT法はあくまで再エネを広める為の支援法的な意味合いが強く切に願いたい。	既に現行制度として規定・運用されている運転開始期限は、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、個別の事情によらず一律に設定しているものです。そのため、事業者間の公平性に鑑みて、ご指摘のような事情について個別の案件ごとの配慮は致しません。
2	事業計画策定ガイドライン（風力発電）改正案P15 「～及び内閣府（準天頂衛星システム）などへの影響について、企画立案の早い段階から必要に応じて関係行政機関へ事前相談をすることが推奨される。」 レーダー関連は3省庁合同の問い合わせ窓口となっているため、準天頂衛星システムも可能な限り問い合わせを一本化して頂きたい。事業者負担の軽減のため。	事業者負担軽減のため、レーダー関連の各省事前問い合わせの様式を統一しているところ、内閣府への問い合わせに関しても同様の運用が図れるよう、関係省庁と検討いたします。
3	事業計画策定ガイドライン（風力発電）14ページ：9行目 「なお、陸上風力発電所の撤去時における地下基礎の取扱いについては～を踏まえながら、適切に判断することが求められる。」 これまで第5節の撤去及び処分についての規定のなかで基礎について触れられてなかったのですが、今回、一般社団法人日本風力発電協会が2023年2月に策定された「陸上風力発電機の基礎の取扱いに関する解説(以下、解説という。)」がガイドラインに取り上げられました。（一般社団法人日本建設業連合会の「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン(2020年2月)」も孫引きで取り上げられています。） 今後の事業の方向性についての国の位置付けと受け止めました。そこで、この解説について教えてください。 この解説またはこの解説17ページ1行目記載の2022年12月策定の解説は、国から日本風力発電協会に対して作成業務委託をされたのでしょうか。 <理由> 4ページ3行目に「本通知は、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。」と記載されています。	一般社団法人日本風力発電協会が2023年2月に策定された「陸上風力発電機の基礎の取扱いに関する解説」は、業界団体の自主的な取組として策定されたものです。なお作成過程においては、日本風力発電協会より国に対し内容の妥当性について確認依頼がなされております。
4	事業計画策定ガイドライン（風力発電）14ページ：9行目 「なお、陸上風力発電所の撤去時における地下基礎の取扱いについては～を踏まえながら、適切に判断することが求められる。」の解説について 国では、今回ガイドラインに位置付けるにあたってこの解説の内容について確認（検認）されたでしょうか。 15ページ5行目に、「洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」（令和 4 年 9 月）（環境省 水・大気環境局 水 環境課 海洋環境室）等を参照されたい。」とありますが、ホームページ上確認が取れませんでした。この文書は存在するのでしょうか。また、公表対象となるものなのでしょうか。公表対象であってホームページに掲示可能であれば掲示していただけませんか。既に掲示されているのであれば、場所を教えてください。（令和3年9月付け「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」及び令和 4 年 8 月付け「福島沖での浮体式洋上風力発電システム実証研究事業 総括委員会最終報告書」は確認しました。）	
5	事業計画策定ガイドライン（風力発電）5ページ16行目、「存置の期間等」 国では具体的に何年を想定されていますか。 南海トラフの大地震の頻度100年から200年程度のスパンで考えておいてますか。または、自治体が個別具体的に考えることであって国としては特に示す必要はないとお考えでしょうか。 4ページ3行目に「本通知は、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。」と記載されています。	
6	事業計画策定ガイドライン（風力発電）5ページ17行目 「より慎重な確認が必要となる。」とありますが、誰が、いつの時点で、どのような検査項目をもって確認するのでしょうか。 上記3の100年200年のスパンで考えた場合、事業開始後10年経過時点で考慮するまでもなく鉄筋コンクリートの劣化が心配されるのではないかと史料されます。	御指摘の内容は事業計画ガイドラインの内容ではなく、「陸上風力発電機の基礎の取扱いに関する解説」（2023年2月、一般社団法人日本風力発電協会）の内容になりますので、日本風力発電協会にお問い合わせください。
7	事業計画策定ガイドライン（風力発電）13ページ12行目、「事業計画の策定時点で存置を前提とすることは、廃掃法及び本通知の趣旨に沿わないものと考えられる。」について 14ページの基礎存置に関するモデル条項を当初契約時に結ぶこととなっているのは整合性がとれているのでしょうか。また、事業計画段階で想定される撤去工法を環境アセスメントに盛り込むことを必須としていただければ、同モデル条項第1条1に規定された、地下基礎部を当然に残す契約及び一方的に地権者に負担を強制する合意書にはならないと史料されます。	
8	「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」（令和 3 年 9 月 環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋環境室）79ページ、英国における洋上風力発電施設の廃止に関する法制度の概要、以下、及び82ページ、英国における洋上風力発電施設の残置後の責任 「・ガイダンスノートでは、一部が残置される場合、残置後の責任は、事業者／所有者が負うと想定されている。 ・廃止計画において一部残置を提案する場合、事業者／所有者とその土地の所有者の間で、残置後の管理責任について取り決めを行い、それを最終的な廃止計画に記す必要がある。 取決め例 ・以前に埋められた施設の構造が露出されていないことを確認するための調査の実施（及び露出部分の撤去） ・廃止後及び廃止後の監視期間後の、事業者と土地の所有者の間の法的及び商業的な取決めの実施（例えば、保険制度への加入要請等）」	
2. バイオマス発電に関する御意見		
9	1 2 頁について：新規申請だけでなく、認定済発電所の燃料区分、燃料名、年間使用数量変更においても、木材資源リサイクル協会への事前調整に加え、近隣の製紙事業者や日本繊維板工業会会員事業者をはじめとする木質ボード製造事業者など既存事業者について影響を確認し、その記録を残すことを 新規申請や認定後の変更を認めるための要件とすべきと思います。 理由：国交省平成 3 0 年度建設副産物実態調査（確定値）より、建設発生木材は年間 5 0 0 万トン前後の発生で推移しており、再資源化率・縮減率は目標の 9 5 %に対して平成 2 4 年度 9 4 . 4 %、平成 3 0 年度 9 6 . 2 %と目いっぱい利用されています。その状況下で新たにFIT/FIPの発電燃料として利用されると既存事業者に与える影響は甚大と想像されるため。	燃料名や区分の変更といった、変更認定が必要となる申請においては、木材資源リサイクル協会への事前調整に加え、近隣の製紙事業者や日本繊維板工業会会員事業者をはじめとする木質ボード製造事業者など既存事業者について影響を確認することとしています。

10	<p>1) (p.3) 3 .のマル2の(3)3～4行目中及び(p.7) 3 .のマル10の 2 行目中 「ライフサイクルGHGを確認できることについての認定等」について</p> <p>「ライフサイクルGHGを確認できると認められる認定等」のように修正いただくをお願いします。 (p.9)15行目においては、同趣旨の内容を「ライフサイクルGHGを確認できると認められる認定等」と表現しており、これまでのバイオマス持続可能性ワーキンググループの議論からすると、こちらに統一することが適当と考えます。</p> <p>2) (p.3) 3 .のマル2の(3)4～6行目中 「さらに、予定する調達元を想定した各バイオマスのライフサイクル GHG を算定し・・・」について 「さらに、発電事業者は、予定する調達元を想定した各バイオマスのライフサイクル GHG を算定し・・・」のように修正いただくをお願いします。 直前の一文が「サプライチェーン上の各社において」とされており、「さらに」と続く、算定・申告の主体も同様と誤解される可能性があると考えます。</p> <p>3) (p.9)12行目中、(p.10)12行目中及び(p.11)18行目中 「ライフサイクルGHGの確認できることを証明すること。」について 「ライフサイクルGHGの確認に関し、」のように修正いただくをお願いします。 本文においては、認定等又は認証の取得、GHGの算定・申告と、証票の確認・保存を記載していますが、これと別に「証明」を求めるように思われます。意見内容は、続くパラグラフの導入に関する文章と認識したものです。</p> <p>4) (p.9)16行目中 「・・・「発電利用に供する木質バイオマスのための証明ガイドライン」である。」について 「・・・「発電利用に供する木質バイオマスのための証明ガイドライン」の改良・強化又は一定の基準に基づく認定等により措置される見込みである。」のように修正いただくをお願いします。 上記ガイドラインは、現時点においては、「ライフサイクルGHGを確認できると認められる認定等」となっていないため、誤解を招くおそれがあり、これまでのバイオマス持続可能性ワーキンググループの議論を踏まえた表現にすることが適当と考えます。</p>	<p>1) については、ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p> <p>2) については、事業計画策定ガイドラインの主体は発電事業者であることから、算定の主体が発電事業者であることは自明であると考えております。</p> <p>3) については、文章後段において、ライフサイクルGHGの確認に関する記載であることは自明であると考えております。</p> <p>4) については、現行の「発電利用に供する木質バイオマスのための証明ガイドライン」が、ライフサイクルGHGの確認ができることの証明ができるものではないことは自明であると考えております。</p>
11	<p>該当箇所：p8 O3. (4) ライフサイクルGHG排出量の計算方法について 意見内容：現在のLCA-GHGの基準値（化石燃料比—50%、—70%）ではパリ協定の1.5度目標を達成できない数値となっているため、達成可能な内容に変更すべきである。</p> <p>理由： LCA-GHGの基準値は（燃焼のCO2を含めない状態にも関わらず）、パリ協定の1.5度目標を達成し得ない。再エネとして消費者負担で支援する以上、確実にパリ協定の目標達成できる排出量とすべきである。 参照：バイオマス発電のCO2排出量 https://www.gef.or.jp/wp-content/uploads/2022/12/bbd4731754105f73e348ee35cca7119c.pdf</p>	<p>ライフサイクルGHGの排出量の基準については、諸外国と遜色のない削減目標とすること、バイオマス燃料の供給可能性及びサプライチェーン全体での取組を促すための一定のリードタイムが必要であること等を考慮して検討した結果となります。</p>
12	<p>該当箇所：総論 意見内容： 木質の燃焼によるCO2排出量は石炭より多いにも関わらず、LCA-GHGでは燃焼からのCO2を0としている。これは誤りで、燃焼のCO2排出量をカウントした上で、LCA-GHGの基準値を満たすよう変更すべきである。 理由： 企業のGHG排出カウントのグローバルスタンダードであるGHGプロトコルやSBTiではバイオマスの燃焼によるCO2排出量のカウントと報告を求めているため、グローバルスタンダードとFITで大きな齟齬が生まれている状況である。FITは消費者負担の賦課金により再エネを支援している制度であり、このような状況を放置することは望ましくない。グローバルスタンダードに合わせるべきである。 参照：温室効果ガス(GHG)プロトコル～事業者の排出量算定及び報告に関する標準～ https://www.env.go.jp/council/06earth/y061-11/ref04.pdf</p>	<p>バイオマス発電については、「バイオマス活用推進基本計画」において、「バイオマスを燃焼させること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収されたものであり、バイオマスは大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している」とされています。</p>
13	<p>該当箇所：p8 O3. (4) ライフサイクルGHG排出量の計算方法について 意見内容：現在のLCA-GHGの基準値（化石燃料比—50%、—70%）ではパリ協定の1.5度目標を達成できない数値となっているため、達成可能な内容に変更すべきである。 理由：LCA-GHGの基準値は（燃焼のCO2を含めない状態にも関わらず）、パリ協定の1.5度目標を達成し得ない。再エネとして消費者負担で支援する以上、確実にパリ協定の目標達成できる排出量とすべきである。 参照：バイオマス発電のCO2排出量 https://www.gef.or.jp/wp-content/uploads/2022/12/bbd4731754105f73e348ee35cca7119c.pdf</p>	<p>ライフサイクルGHGの排出量の基準については、諸外国と遜色のない削減目標とすること、バイオマス燃料の供給可能性及びサプライチェーン全体での取組を促すための一定のリードタイムが必要であること等を考慮して検討した結果となります。</p>
14	<p>2030年度以降に使用する燃料については70%削減を達成することを要求する。これを前提に～という記載について</p> <p>液体バイオマス発電のGHG排出では、燃料を調達するまでの間の排出量が大半を占め、GHG排出量の低減にあたり発電事業者側で取り組める余地は非常に少ない。 また燃料の調達先(例えば、パーム油の生産元の大手サプライヤー)に対して、一つの販売先の小さな需要の為に、生産ラインを改善してGHG排出量を低減するというのは、ビジネスの観点から考え難く、発電事業者の努力だけでどうにか出来るレベルの話ではないというケースが考えられるが、その場合の処置を考慮した記載が必要だと思います。</p>	<p>ライフサイクルGHGの排出量の基準については、諸外国と遜色のない削減目標とすること、バイオマス燃料の供給可能性及びサプライチェーン全体での取組を促すための一定のリードタイムが必要であること等を考慮して検討した結果となります。</p>
15	<p>木質の燃焼によるCO2排出量は石炭より多いにも関わらず、LCA-GHGでは燃焼からのCO2を0としている。これは誤りで、燃焼のCO2排出量をカウントした上で、LCA-GHGの基準値を満たすよう変更すべきである。</p> <p>理由： 企業のGHG排出カウントのグローバルスタンダードであるGHGプロトコルやSBTiではバイオマスの燃焼によるCO2排出量のカウントと報告を求めているため、グローバルスタンダードとFITで大きな齟齬が生まれている状況である。FITは消費者負担の賦課金により再エネを支援している制度であり、このような状況を放置することは望ましくない。グローバルスタンダードに合わせるべきである。IPCCでも、エネルギー部門でカウントしないのはダブルカウントを避けるためであり、伐採・搬出により燃料生産されれば、排出カウントすることになっており、森林分野での土地ストックの減少分の排出量は、木質バイオマス発電所の燃料利用によって引き起こされているので、エネルギー部門において算定に加えるべきである。森林部門での吸収は、バイオマス発電所のために引き起こされたわけではなく、この部分を発電所に帰属させる根拠はなく、燃焼からの排出量をゼロとすることは不合理であるため。</p> <p>参照：温室効果ガス(GHG)プロトコル～事業者の排出量算定及び報告に関する標準～ https://www.env.go.jp/council/06earth/y061-11/ref04.pdf SBTi ネットゼロ基準</p>	<p>バイオマス発電については、「バイオマス活用推進基本計画」において、「バイオマスを燃焼させること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収されたものであり、バイオマスは大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している」とされています。</p>

	<p>燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築</p> <p>「森林における立木竹の伐採若しくは間伐により発生する未利用の木質バイオマス及び一般木質バイオマスについては、燃料のサプライチェーン上の各社において、ライフサイクル GHG を確認できることについて認定等を取得すること。」に、以下を追加すべき。</p> <p>【ライフサイクルGHGは燃焼におけるGHG排出を含むこと】 補足：一般木質バイオマスの燃焼時のGHG排出係数は石炭火力より高いことを留意すること。計算は、こちらが参考にできる。 https://www.gef.or.jp/wp-content/uploads/2022/12/bbd4731754105f73e348ee35cca7119c.pdf</p> <p>【燃焼におけるGHG排出カウントは、国際基準のGHGプロトコルやSBTiを参考にすること】 16 補足：国際基準のGHGプロトコルやSBTiでは燃焼をカウントしている。これらの国際的な基準に合わせるべき。 GHGプロトコル、SBTiにおけるバイオマス燃焼の排出カウントについては、こちらが参考にできる。 https://www.gef.or.jp/wp-content/uploads/2022/12/203aa11cde68de898258c608f163f6fc.pdf</p> <p>【ライフサイクルGHGは1.5度目標を達成する削減量にすべき】 補足：化石燃料比—50%は再エネとしてそぐわない。</p> <p>「ライフサイクル GHGの基準の確認対象とするのは 1MW 以上の案件に限る。」 「2021 年度までの既認定案件については、ライフサイクル GHG 排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め……」</p> <p>【一切の例外なく、ライフサイクル GHG の基準を満たすように変更すべき】</p>	<p>バイオマス発電については、「バイオマス活用推進基本計画」において、「バイオマスを燃焼させること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収されたものであり、バイオマスは大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している」とされています。</p>
17	<p>GHG排出量の算定について、例えばRSPOのSG認証パーム油の場合、大手のサプライヤーだとSG認証を受けている複数の農園からのパーム果実を、SG認証を受けている搾油所に集め、そして複数の同様の搾油所からCPOを精油所に集めてRBDパームオイルを製造して貯蔵設備を経て輸出されるするという流れが一般的ですが、農園、搾油所、精油所の位置関係や肥料の使用料、各設備の性能、POMEの対策有無はそれぞれ異なるため、GHG排出量の算出はどうしても、大手サプライヤーがクロスで算出した各数値を使用することになると予想されます。平均値を元にしたGHG排出量の算定で良いのであれば、個々事業者に算定させずに、認定出来る栽培、製造、輸送の各プロセスと組合せを細かく定めて適合するかをCKする方が合理的ではないか？ 既認定の調達先がFIT制度に沿った資料の開示を拒んだ際の措置はどのように考えているのか？</p>	<p>ライフサイクルGHGの排出量基準に対する確認方法や既認定案件の情報公開については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおける専門的・技術的な検討結果を踏まえたものです。</p>
18	<p>複数の調達先から当該燃料を仕入れている場合、調達する燃料の量によって（価格の変動や供給可能量の変動などによって、調達量が減った場合など）は基準値を超えてしまうケースも考えられるが、「調達バイオマス毎にライフサイクル GHG が基準を下回ることを確認」は、年間や月間などの期間を軸に算定するのか？それとも、一度の発注量で算定するのか？ 納入される車両毎に算定するのでしょうか？ また、その確認をいつ行うのでしょうか？ 納入後に確認する場合、基準値を上回っていた場合はどのような処置になるのでしょうか？</p>	<p>バイオマス持続可能性ワーキンググループの第二次中間整理において、ライフサイクルGHGの排出量の基準は「燃料調達毎」に適用することと整理しています。 なお、2022年度のバイオマス持続可能性ワーキンググループにおける専門的・技術的な検討により、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス、輸入木質バイオマスのライフサイクルGHGの確認については、既存認証スキームを活用することとなったため、具体的には、既存認証スキームにおける証明の単位での基準の達成を求めることを想定しています。</p>
19	<p>買取価格の区分が異なる燃料を複数使用している場合や、複数の調達先がある場合、燃料のサプライチェーン上の各社において、ライフサイクル GHGが基準値を下回ることの確認は、一つの調達先から仕入れる燃料のみで、発電設備をフル稼働させた場合を仮定して算定するのか？</p>	<p>ライフサイクルGHGの算定においては、燃料調達計画に沿って燃料を調達及び使用した場合を想定しています。</p>
20	<p>P4「(4) 燃料のサプライチェーン上の各社において、ライフサイクル GHGを確認できることについて認証を取得すること。さらに、予定する調達元を想定した各バイオマスのライフサイクル GHG を算定し、基準値を下回ることを申告すること。なお、ライフサイクルGHG の個別計算を活用する場合は個別計算ができることについての第三者認証を取得した上で算定を行うこと。また、運転開始後についても、調達バイオマス毎にライフサイクル GHG が基準を下回ることを確認できる情報を含む証票を確認し、事業終了後 5 年間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと。」 意見： ライフサイクルGHGの算定を義務付けたことは評価できるものの、猶予期間が長すぎるため、本気で取組む事業者のやる気をそぐ結果になりかねないとする。また、認定時に持続可能性確認ができていない新規案件はそもそも認定すべきではない。</p>	
21	<p>P6「2024年3月31日までその確認を猶予する。」 猶予期間が繰り返し延長されており、本気で取組む事業者のやる気をそぐ結果になりかねないとする。また、認定時に持続可能性確認ができていない新規案件はそもそも認定すべきではない。</p>	<p>御指摘のライフサイクルGHGに関する経過措置の扱いについては、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおける専門的・技術的な検討結果を踏まえたものです。</p>
22	<p>P7「10 2(3)については、2026年3月31日までの間は経過措置として、ライフサイクル GHGを確認できることについての認定等の取得を猶予する。また、3(4)、4(4)については、2026年3月31日までは経過措置として、ライフサイクルGHGを確認できることについての認証の取得を猶予する。なお、経過措置期間にあっても、2022 年度以降の新規認定案件については運転開始までにはライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく第三者認証等を取得するものとする。」 意見： 猶予期間が長すぎる。排出削減の観点からは、過去の認定案件についても、最低限の要求としてライフサイクルGHGの算出と情報公開を義務付けるべきである。なお、GHGプロトコルの現在の規定でもスコープ外では算出することとされており、排出削減の観点から、今後も無視し続けるのは国際的な潮流を鑑みて適切ではない。</p>	
23	<p>3(4)、4(4)については、2026 年 3 月 31 日までは経過措置として、ライフサイクル GHG を確認できることについての認証の取得を猶予する。 【一切の猶予はすべきではない】</p>	
24	<p>ライフサイクルGHGについて、国内材には猶予期間が設けられているのはなぜなのか</p>	<p>国内材のみでなく、輸入材についても、経過措置を設けることとしています。</p>

25	<p>P5「(3) 主産物、副産物のいずれについても、バイオマス燃料の持続可能性（合法性）を確保し、第三者認証（RSPO2013、RSPO2018、RSB、GGL、ISCC Japan FIT 又は MSPO Part4-1,4-2,4-3）により、持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受けること。」</p> <p>意見： RSPO、RSB、GGL、ISCC Japan FIT に追加してMSPOが新しく認められているが、どの認証制度を活用するにせよ、化石燃料比でどの程度のGHG削減を実現するために各認証を採用するのか、明確な根拠を示すべきである。燃料の持続可能性には、ライフサイクルGHG排出量の大幅な削減が大前提として必要であり、大幅な削減が見込めない燃料は、そもそも使うべきではない。 また、発電事業者に対しては、GHGが大幅に削減されているかを確認しその結果を定期的に公開する透明性のある運用を求め、エネ庁においてもその算出方法を確認・公表すべきである。</p>	<p>ご指摘の第三者認証は持続可能性の確認を行うための認証ですが、ライフサイクルGHGについて確認を行うための第三者認証については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおける専門的・技術的な検討結果を踏まえ選定されたものです。</p>
26	<p>P8-9「また、ライフサイクルGHG排出量の基準は（中略）これを前提に、2022年度以降の認定案件に対し、2023年4月1日より、2030年までの間は燃料調達毎に50%削減を達成することを要求し、これらの基準を満たすことをFIT/FIP制度の認定の要件とする。ただし、ライフサイクルGHGの基準の確認対象とするのは 1MW 以上の案件に限る。2021年度までの既認定案件については、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め、当該取組内容等の自社のホームページ等での情報開示及び報告を求めるものとする。」</p> <p>意見： 以前より求めてきたライフサイクルGHG排出量の削減基準がやっと設定されたものの、2021年度までの既認定案件については、最大限の排出削減に努めること、となっており、努力義務な上に削減目安も示されていない。既認定案件についても当然新規案件と同等の削減を求めるべきであり、最大限といったあいまいな表現は避けるべきである。 また、当該取組内容等の自社のホームページ等での情報開示及び報告を求めるものとする、とあるが、開示・報告されているかの確認と、その内容のチェックができるようにエネ庁において体制を整えるべきである。</p>	<p>2021年度までの既認定案件の扱いについては、安定調達の観点から燃料の長期契約やファイナンスが組まれている事例があることから、新規認定案件と同様のライフサイクルGHG排出量の基準を適用することは困難と考えられることを踏まえ、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め、当該取組内容等の事業者ホームページ等での情報開示及び報告を求めることとしています。</p>

27	<p>該当箇所 事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）改正案 p 9 ただし、2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。</p> <p>意見内容 長期契約を締結済の既存燃料のサプライヤーに新たにライフサイクルGHG排出量の第三者認証取得等の義務を課すのは困難である事をご配慮頂き 基準の適用を受ける対象は変更の対象となる新規燃料に限定いただきたい。</p>	
28	<p>p9 ただし、2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。</p> <p>新たな燃料名を追加する場合の変更認定において、ライフサイクルGHG排出量の基準の適用を受けるのは新規追加された燃料に限定していただきたい。 昨今、輸入燃料の価格高騰や国産材の需給ひっ迫といった状況が発生している中で、燃料を安定的に調達するため、新たな区分の燃料調達を計画に組み入れる動きが増えることが予想される。このような中、当初計画されていた燃料に関しても事後的に制度が課される場合、発電事業者のみならずサプライチェーン全体に追加的なコストや手間等の影響が及ぶこととなり、意思決定が困難になる。追加された燃料に限りライフサイクルGHG排出量基準の適用を受けることが妥当ではないか。</p>	
29	<p>p9 ただし、2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。</p> <p>・意見内容 新たな燃料名を追加する場合の変更認定において、ライフサイクルGHG排出量の基準の適用を受けるのは新規追加された燃料に限定していただきたい。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 事業に一定の影響を及ぼす制度を導入する場合、導入以前に確定していた部分に対して遡及適用しないようお願いしたい。既に締結済みの燃料の長期契約に対し、ライフサイクルGHG基準値遵守の義務を事後的に追加することは困難である。もし2022年度以降に変更認定を行い、締結済みの契約に紐づく調達計画で要件を満たすことができない場合にも、売買契約上の引取り業務のみが残るため、事業性が大きく損なわれ事業継続が難しくなり、結果として再エネの拡大に貢献しないこととなる。</p>	
30	<p>p9 ただし、2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。</p> <p>新たな燃料名を追加する場合の変更認定において、ライフサイクルGHG排出量の基準の適用を受けるのは新規追加された燃料に限定していただきたい。</p> <p>・理由 昨年の燃料需給のひっ迫事態の経験を踏まえ、日本として安定調達のため燃料のバリエーションを増やすこと、国内材利用を加速させることが急務であることが明らかとなった。さらに、FIT/FIP向けのみならず、石炭火力のバイオマス化の動きがアジア諸国でも顕在化しており、今後既存燃料のサステナビリティを維持しながらバイオマス発電の健全な成長を促すためには、上記の取組みが必須である。そのために、このような動きをエンカレッジする政策支援が必要であり、上記意見の実現はその一助となり得る。</p>	
31	<p>・該当箇所 p 9 ただし、2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。</p> <p>・意見内容 長期契約を締結済の既存燃料のサプライヤーに新たにライフサイクルGHG排出量の第三者認証取得等の義務を課すのは困難である事をご配慮頂き、基準の適用を受ける対象は変更の対象となる新規燃料に限定いただきたい。</p>	
32	<p>p9 ただし、2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。</p> <p>・意見内容 新たな燃料名を追加する場合の変更認定において、ライフサイクルGHG排出量の基準の適用を受けるのは新規追加された燃料に限定していただきたい。</p> <p>・理由 発電事業者の安定かつ継続的な発電事業運営のためには燃料の安定調達が肝要であり、燃料の長期契約を既に締結している発電事業者が大宗である。これらの既存契約に対し事後的なGHG排出量の基準が設けられた場合は、燃料がFIT制度不適合となり安定調達を脅かす他、代替調達コストの増大が見込まれ、発電事業の継続に支障を生じる可能性がある。</p>	<p>2021年度までの既認定案件の扱いについては、安定調達の観点から燃料の長期契約やファイナンスが組まれている事例があることから、新規認定案件と同様のライフサイクルGHG排出量の基準を適用することは困難と考えられることを踏まえ、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め、当該取組内容等の事業者ホームページ等での情報開示及び報告を求めることとしています。</p> <p>燃料計画の変更認定を受ける場合については、当該整理に当てはまらないことからライフサイクルGHGの基準の適用を受けるものとしています。</p>
33	<p>・該当箇所 「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）改正案」 p9 ただし、2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。</p> <p>・意見内容 新たな燃料名を追加する場合の変更認定において、ライフサイクルGHG排出量の基準の適用を受けるのは新規追加された燃料に限定していただきたい。</p> <p>・理由 昨今の化石燃料の高騰にバイオマス燃料価格が連動していることを鑑みると、20年間というFIT/FIPの事業期間において発電所の安定操業や日本のエネルギーセキュリティを確保するためには、燃料の多様化や国内材の更なる活用が望ましい。全ての燃料について事後的にライフサイクルGHG排出量の基準を適用する場合、長期契約を改訂する必要が生じ、実行には困難を伴う。このように新たな燃料の積極活用の機運を低減させないためにも、制度側にも合理的なフレキシビリティを求めたい。</p>	

34	<p>p9 ただし、2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。</p> <p>・意見内容 新たな燃料名を追加する場合の変更認定において、ライフサイクルGHG排出量の基準の適用を受けるのは新規追加された燃料に限定していただきたい。</p> <p>・理由 昨年の燃料需給の逼迫事態の経験を踏まえ、日本として安定調達のため燃料のバラエティを増やすこと、国内材利用を加速させることが急務であることが明らかとなった。さらに、FIT/FIP向けのみならず、石炭火力のバイオマス化の動きがアジア諸国でも顕在化しており、今後既存燃料のサステナビリティを維持しながらバイオマス発電の健全な成長を促すためには、上記の取組みが必須である。そのために、このような動きをエンカレッジする政策支援が必要であり、上記意見の実現はその一助となり得る。</p>	
35	<p>p9 ただし、2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。</p> <p>・意見内容 新たな燃料名を追加する場合の変更認定において、ライフサイクルGHG排出量の基準の適用を受けるのは新規追加された燃料に限定していただきたい。</p> <p>・理由 バイオマス持続可能性ワーキンググループで取り纏められた第二次中間整理で記載のとおり、「既認定案件については、安定調達の観点から燃料の長期契約やファイナンスが組まれている事例があることから、一定の制約があることに留意が必要である。」とあり、既認定案件に対するGHG削減基準の遡求適用はすべきではない。</p>	
36	<p>p9 ただし、2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。</p> <p>・意見内容 新たな燃料名を追加する場合の変更認定において、ライフサイクルGHG排出量の基準の適用を受けるのは新規追加された燃料に限定していただきたい。</p> <p>・理由 既認定案件に関しては、安定調達の観点から燃料の太宗を長期契約しファイナンスが組まれていることから、遡及的に制度を当てはめると燃料追加のオプションが絶たれることに繋がってしまう。今後、既存燃料以外の燃料利用の間口を広げるためにも、制度側で柔軟な対応をお願いしたい。</p>	
37	<p>P.9：3.【解説】 ただし、2021年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。</p> <p>・意見内容 新たな燃料名を追加する場合の変更認定において、ライフサイクルGHG排出量の基準の適用を受けるのは新規追加された燃料に限定していただきたい。</p> <p>・理由 昨今の燃料需給逼迫といった情勢を踏まえ、今後、燃料の安定調達のため新規燃料を追加する取組みが増えることが予想される。その際に、既に長期契約や事業計画等で調達が確定している燃料に関しても制度が遡及適用されることは、発電事業者のみならずサプライチェーン全体に影響が及ぶことから意思決定を行う上での大きな足枷となる。制度開始後に変更が生じた部分に関してのみ、制度の適用を受けるのが公正である。</p>	
38	<p>該当箇所：P.4 ③(4)「予定する調達元を想定した各バイオマスのライフサイクル GHG を算定し、基準値を下回ることを申告すること。また、運転開始後についても、調達バイオマス毎にライフサイクル GHG が基準を下回ることを確認できる情報を含む証票を確認し、事業終了後 5 年間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる 状態としておくこと。」</p> <p>意見内容： 1)ライフサイクルGHGの算定に関しては、燃焼段階における二酸化炭素排出も含めるべきである。 2)ライフサイクルGHGの算定結果は、その根拠とともに第三者が検証可能のように公開すべきである。</p> <p>理由： 1)燃焼段階において、実際に二酸化炭素が排出されているのにもかかわらず、算定しないのはおかしい。 2)パブリックレビューが可能な状況であるべきである。</p>	<p>1) バイオマス発電については、「バイオマス活用推進基本計画」において、「バイオマスを燃焼させること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収されたものであり、バイオマスは大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している」とされています。</p> <p>2) ライフサイクルGHGの確認については、既定値を活用する場合、個別計算を行う場合のいずれの場合も既存認証スキームによる認証の取得を求めており、ライフサイクルGHGの結果の適切性は担保されているものと認識しています。</p>
39	<p>ライフサイクルGHG排出量の評価および削減率は、既認定も含む全ての案件に適用し、全ての事業者が排出量及び削減量を算定し、自社のホームページ等での情報開示ではなく、経済産業省が定める公式の場に公表することを要件とすべきである。</p> <p>理由 ・2022年3月末時点（2021年度まで）のFIT新規認定案件は895件、認定量は8,298,104kWあり、2022年度以降にライフサイクルGHGの基準の確認対象となる案件は1MW以上に限られる。よって、多くのFIT認定案件がライフサイクルGHG排出量削減の対象外となる。また、既存認定案件に対する要件を「最大限の排出量削減の努力」にとどめてしまうことは、気候変動対策として大きな欠陥である。 ・第三者によるレビューを可能にし、事業者の恣意的な算定を防止するため。</p>	<p>ご指摘の、ライフサイクルGHGの情報公開の在り方については、今後の議論の参考とさせていただきます。</p>

40	<p>該当箇所： P.5 ④(3)「自社のホームページ等で情報公開すること。」</p> <p>意見内容： 事業者のホームページ等ではなく、経済産業省が定める公式の場に情報公開するように定めるとともに、情報公開の履行を確認するための体制を確立するべき。また、履行していない事業者に対しては、事業者名の公表や認定の取り消しを含む罰則を設けるなど、制度の実効性を担保すべき。</p> <p>理由： ・本制度の目的は、情報公開ではなく、持続可能な（環境負荷の少ない）バイオマス発電の促進である。よって、事業者が要件を履行していることを確認する体制がないことは、公正な制度運用を妨げる重大な欠陥である。 ・事業者がどこに情報を公開しているのか定かではなく、情報公開の履行の確認ができない。例えば、発電事業者のホームページが存在しない場合や、発電事業者が複数の企業による合同会社である場合には代表となる企業のホームページ上で公開されていたり、第三者による確認が困難であり、情報公開の意味を為さない上に、経済産業省が情報公開の履行状況を確認できているのかも不明である。また、現在定められている公開すべき情報（第三者認証スキームの名称、使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号）が一箇所公開されているとは限らず、全ての情報が公開されているか把握が難しい。一部の情報しか公開されていない事業者が多数あり、こうしたFITガイドラインを遵守していない事業者は賦課金の不正受給にあたるが、状況を把握しながらも長らく改善されないことは国が容認しているに等しく、管理体制を即刻改変する必要がある。</p>	<p>ご指摘の、ライフサイクルGHGの情報公開の在り方については、今後の議論の参考とさせていただきます。</p>
41	<p>該当箇所： P.5 ④(3) 9行目以降「(ii)発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号について、（以下省略）」</p> <p>意見内容： 第三者認証スキームの名称と発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号に加え、農園の名称も情報公開するよう定めるべき。</p> <p>理由： 識別番号だけでは、農園までのトレーサビリティを担保できない。事業の透明性を担保するとともに第三者による監視を可能にするために必要な情報である。</p>	<p>農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性の情報公開に係る取扱いについては、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおける専門的・技術的な検討結果を踏まえたものです。</p>
42	<p>該当箇所：p.10 ○4（2）について 燃料調達プロセスにおいて、トレーサビリティの確保とともに当該バイオマスが食用に供されることが無いことの証明ができるように考慮すること</p> <p>意見内容：上記トレーサビリティの確保は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのみ適用されているが、木質についても、トレーサビリティの確保と情報公開を求めるべきである。</p> <p>理由：木質についても農産物同様、どこでどのように生産された燃料であるかを確認できなければ、持続可能性の担保はできない。持続可能性基準が明確でないばかりか、トレーサビリティも情報公開も求められていない現状においては、上記のベトナム案件のような問題が起きたときに、状況の確認が難しい。またカナダや米国から輸入される木質ペレットについても、現地団体から森林劣化、生態系の破壊、地域住民の健康被害といった問題の指摘がされており、そのような問題との関係を明らかにするためにも、トレーサビリティの確保と情報公開は不可欠である。</p>	<p>木質バイオマス燃料におけるトレーサビリティについては、持続可能性の確認における各確認方法の中で把握することができていると考えております。</p>
43	<p>P5「(3) 主産物、副産物のいずれについても、バイオマス燃料の持続可能性（合法性）を確保し、第三者認証（RSPO2013、RSPO2018、RSB、GGL、ISCC Japan FIT 又は MSPO Part4-1,4-2,4-3）により、持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受けること。」</p> <p>意見： RSPO、RSB、GGL、ISCC Japan FIT に追加してMSPOが新しく認められているが、どの認証制度を活用するにせよ、化石燃料比でどの程度のGHG削減を実現するために各認証を採用するのか、明確な根拠を示すべきである。燃料の持続可能性には、ライフサイクルGHG排出量の大幅な削減が大前提として必要であり、大幅な削減が見込めない燃料は、そもそも使うべきではない。また、発電事業者に対しては、GHGが大幅に削減されているかを確認しその結果を定期的に公開する透明性のある運用を求め、エネ庁においてもその算出方法を確認・公表すべきである。</p>	<p>ご指摘の第三者認証は持続可能性の確認を行うための認証ですが、ライフサイクルGHGについて確認を行うための第三者認証については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおける専門的・技術的な検討結果を踏まえ選定されたものです。</p>
44	<p>P8-9「また、ライフサイクルGHG排出量の基準は（中略）これを前提に、2022年度以降の認定案件に対し、2023年4月1日より、2030年までの間は燃料調達毎に50%削減を達成することを要求し、これらの基準を満たすことをFIT/FIP制度の認定の要件とする。ただし、ライフサイクルGHGの基準の確認対象とするのは1MW以上の案件に限る。2021年度までの既認定案件については、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め、当該取組内容等の自社のホームページ等での情報開示及び報告を求めるものとする。」</p> <p>意見： 以前より求めてきたライフサイクルGHG排出量の削減基準がやっと設定されたものの、2021年度までの既認定案件については、最大限の排出削減に努めること、となっており、努力義務な上に削減目安も示されていない。既認定案件についても当然新規案件と同等の削減を求めるべきであり、最大限といったあいまいな表現は避けるべきである。 また、当該取組内容等の自社のホームページ等での情報開示及び報告を求めるものとする、とあるが、開示・報告されているかの確認と、その内容のチェックができるようにエネ庁において体制を整えるべきである。</p>	<p>2021年度までの既認定案件の扱いについては、安定調達の観点から燃料の長期契約やファイナンスが組まれている事例があることから、新規認定案件と同様のライフサイクルGHG排出量の基準を適用することは困難と考えられることを踏まえ、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め、当該取組内容等の事業者ホームページ等での情報開示及び報告を求めることとしています。</p>
45	<p>P12「（留意事項1）新規燃料の取扱いについて 現時点でFIT/FIPの新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマスは、主産物はパーム油、副産物はPKS、パームトランク、EFB（パーム椰子果実房）、ココナッツ殻、カシューナッツ殻、くるみ殻、アーモンド殻、ピスタチオ殻、ひまわり種殻、コーンストローペレット、ベンコワン（葛芋）種子、サトウキビ茎葉、ピーナッツ殻及びカシューナッツ殻油に限る。 現時点でFIT/FIPの新規認定の対象となる燃料以外の燃料を使用する場合は、専門的・技術的な検討が必要となることから、あらかじめ経済産業省に相談すること。」</p> <p>意見： 上記燃料につき、経産省に相談するだけでは確認方法として適切ではない。経産省／エネ庁や業界団体によるチェック体制について明記すべきである。また、最低限の透明性を担保するため、すべての事業者には、誰でも閲覧が可能なようにホームページ等での宣誓や報告の公開を求めるべきである。 昨年のガイドライン策定にあたり、食料競合の懸念について検討を行ったにもかかわらず、パーム油の燃料利用を引き続き認めている根拠を示すべきである。 さらに、食料競合のみならず、既存の用途（日用品など）がある場合は需給バランスを崩す可能性があるため、既存用途を優先するべきである。価格設定により、徹底することは難しいと考えられるため、すべての事業者には、誰でも閲覧が可能なようにホームページ等での宣誓や報告の公開を求めることで、最低限の透明性を担保すべきではないか。 そもそも、化石燃料と比べて大幅にライフサイクルGHG排出量が削減できることが、絶対条件であり、その上でその他の持続可能性基準を更に満たした燃料だけをFIT対象とすべきである。GHGが若干削減できる程度の燃料では、本来FIT制度が原則とすべき有意なGHG削減には繋がらないため、国民からの拠出金を利用して取り組むべきことではない、そもそも満たすべき持続可能性基準が未だに策定されていないため、早急に基準を示すべきである。</p>	<p>経済産業省への相談を求めているのは、現在FIT/FIPの新規認定の対象となる燃料以外の燃料を使用する場合であり、現在FIT/FIPの新規認定の対象となっている燃料は、バイオマス持続可能性ワーキンググループで、持続可能性が担保できることが確認されたものです。 パーム油の取扱いについては、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて検討・整理された持続可能性基準に基づき、持続可能性の確保を確認しております。 なお、既存の用途への影響については、再エネ特措法施行規則において「当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること。」と規定しています。 また、ライフサイクルGHG排出量の基準については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて専門的・技術的な検討結果を踏まえ設定しております。</p>

46	<p>P.9：3.【解説】 なお、2022年度以降の認定案件についても、透明性の観点から、同様に情報開示及び報告を求めるものとする。</p> <p>・意見内容 2022年度以降の認定案件はライフサイクル GHGを確認できることについて認証を取得することが条件とされているため、当該情報開示は不要としていただきたい。</p> <p>・理由 2022年度の事業計画策定ガイドラインp12において、農作物の収穫に伴って生じるバイオマスの場合、その使用燃料量および固有の識別番号について「バイオマス発電事業者が自主的に第三者認証のSC認証を取得した場合は、当該情報公開は不要である」とあり、同じ論理が当てはめることができるのではないかと。日本においては輸入木質バイオマスの調達に関して、各発電事業者が調達戦略に則り北米、アジア、オセアニア等の多様な地域から調達活動を行っているところである。このような事業戦略上の機密を守りつつどの程度まで情報開示ができるかは個社のリスク判断によるものである点にご配慮いただきたい。</p>	
47	<p>P.9：3.【解説】 2021 年度までの既認定案件については、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め、当該取組内容等の自社のホームページ等での情報開示及び報告を求めるものとする。</p> <p>・意見内容 既認定案件でライフサイクルGHG排出量の基準の適用を受ける場合で、発電事業者が第三者認証を取得する場合には、当該情報開示は不要としていただきたい。少なくともバイオマス持続可能性WGにおいて「自主的開示」と表現されていることから「自社のホームページ等での自主的な情報開示及び報告」としていただき、情報開示の項目は個社の判断との表現にすることが適当と思料する。</p> <p>・理由 2022年度の事業計画策定ガイドラインp12において、農作物の収穫に伴って生じるバイオマスの場合、その使用燃料量および固有の識別番号について「バイオマス発電事業者が自主的に第三者認証のSC認証を取得した場合は、当該情報公開は不要である」とあり、同じ論理が当てはめることができるのではないかと。日本においては輸入木質バイオマスの調達に関して、各発電事業者が調達戦略に則り北米、アジア、オセアニア等の多様な地域から調達活動を行っているところである。このような事業戦略上の機密を守りつつどの程度まで情報開示ができるかは個社のリスク判断によるものである点にご配慮いただきたい。</p>	<p>ライフサイクルGHGの情報公開については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて専門的・技術的な検討結果を踏まえたものです。</p>
48	<p>該当箇所 改正案P.8 15行目以降「②(3)、③(4)、④(4)について、（略）これを前提に、2022 年度以降の認定案件に対し、2023 年4 月1 日より、2030 年までの間は燃料調達毎に50%削減を達成することを要求し、これらの基準を満たすことをFIT/FIP制度の認定の要件とする。ただし、ライフサイクルGHG の基準の確認対象とするのは1MW 以上の案件に限る。」及び 改正案P.14 8行目以降「（略）これを前提に、2022年度以降の認定案件に対し、制度開始 後、2030年までの間は燃料調達毎に50%削減を達成することを要求し、これらの基準を満たすことをFIT/FIP制度の認定の要件とする。2021年度までの既認定案件については、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め、当該取組内容等の自社のホームページ等での情報開示及び報告を求めるものとする。（中略）確認方法については今後の検討事項とする。」</p> <p>意見内容 ライフサイクルGHG排出量の評価および削減率は、既認定も含む全ての案件に適用し、全ての事業者が排出量及び削減量を算定し、自社のホームページ等での情報開示ではなく、経済産業省が定める公式の場に公表することを要件とすべきである。</p> <p>理由 ・2022年3月末時点（2021年度まで）のFIT新規認定案件は895件、認定量は8,298,104kWあり、2022年度以降にライフサイクルGHGの基準の確認対象となる案件は1MW以上に限られる。よって、多くのFIT認定案件がライフサイクルGHG排出量削減の対象外となる。また、既存認定案件に対する要件を「最大限の排出量削減の努力」にとどめてしまうことは、気候変動対策として大きな欠陥である。 ・第三者によるレビューを可能にし、事業者の恣意的な算定を防止するため。</p>	<p>2021年度までの既認定案件の扱いについては、安定調達の観点から燃料の長期契約やファイナンスが組まれている事例があることから、新規認定案件と同様のライフサイクルGHG排出量の基準を適用することは困難と考えられることを踏まえ、ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め、当該取組内容等の事業者ホームページ等での情報開示及び報告を求めることとしています。</p> <p>ご指摘の、ライフサイクルGHGの情報公開の在り方については、今後の議論の参考とさせていただきます。</p>
49	<p>該当箇所：P.4 ③(3)「持続可能性（合法性）」及びこれ以降に記載される全ての「持続可能性（合法性）」</p> <p>意見内容： 持続可能性及び合法性と記すべき</p> <p>理由： 持続可能性と合法性は異なるものであるため、カッコを用いた表記は誤りであり、また事業者の誤認を招く可能性があるため。</p>	<p>再エネ特措法に基づくバイオマス発電事業においては、持続可能性の確認において、法令遵守についても求めることとしていることから、趣旨には反しないと考えています。</p>
50	<p>該当箇所： P.5 ④(3)「第三者認証（RSPO2013、RSPO2018、RSB、GGL、ISCC Japan FIT 又はMSPO Part4-1,4-2,4-3）」</p> <p>意見内容： 1)RSPO2013はFITで認める第三者認証から外し、RSPOは2018年版に限定すべき。2)MSPOは除外すべき。</p> <p>理由： 1)RSPO2013は、「原生林または保護価値の高い生態系」以外の森林の開発についても許容しており、RSPO2013では森林減少を防ぐことはできない。2018年の改定（RSPO2018）では、「土地造成により、森林減少を引き起こしてはならない。また、保護価値の高い生態系や炭素を多量に貯留している森林を保護もしくは促進するのに必要な地域を損なってはならない」と強化しているため、少なくともこちらを採用すべき。 2)MSPOは、RSPOに比して、環境に関する基準が不十分であり、保護価値の高い生態系や泥炭地の保護などに関して曖昧である。また違反に関して申立てが行われた場合の手続きが不明確である。</p>	<p>持続可能性について確認を行うための第三者認証については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおける専門的・技術的な検討結果を踏まえ選定されたものです。</p>
51	<p>該当箇所： P.9 15行目以降「ライフサイクルGHGを確認できると認められる認定等は、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスのための証明ガイドライン」である。」</p> <p>意見内容： 当該のガイドラインは、間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマス由来であることの証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたものであり、ライフサイクルGHGを確認できる手段は記されていないため、ライフサイクルGHGを確認できると認められる認定等として当該ガイドラインを指定することはできない。また、当該ガイドラインに記載される既存の由来証明にライフサイクルGHGの確認を内包させる場合は、事前に当該ガイドラインを改定する必要がある。</p>	<p>現行の「発電利用に供する木質バイオマスのための証明ガイドライン」が、ライフサイクルGHGの確認ができることの証明ができるものではないことは自明であると考えております。当該ガイドラインの改定については、今後、これを改良・強化し、ライフサイクルGHGの確認手段として活用することを想定しています。</p>

52	<p>該当箇所 現行ガイドラインP.9「(I)について、」以降（改正案P.7[解説]（略）中）に記されているバイオマス燃料と石炭を原料とする燃料の混焼案件について</p> <p>意見内容 木質バイオマス及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマスと石炭の混焼は、2019年度より新規認証の対象外となっているが、既存案件にも適用し、FIT認定の取消をすべき。</p> <p>理由 FIT制度はバイオマス発電等の再生可能エネルギーを促進するための制度であり、石炭を混焼する案件をバイオマス発電として認定し続けることは不適切であるため。また、再生可能エネルギー促進のための賦課金を間接的であっても化石燃料の利用継続に使用すべきではない。</p>	御指摘のバイオマスと石炭の混焼案件の取扱いについては、調達価格等算定委員会の意見を踏まえて決定したものです。
53	<p>該当箇所 P.9「③について、FIT/FIP制度においては、法に則って伐採された木材のみを燃料として認めているため、（中略）持続可能性（合法性）が証明された木材・木材製品を用いていることを証明することが必要である。具体的には、森林認証制度（*1）やCoC 認証制度（*2）等における認証が必要であるが、詳細は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を参照すること。</p> <p>意見内容 「法に則って伐採された木材のみを燃料として認めているため」と記しているが、合法性だけではなく持続可能性も要件であることを明示すべき。</p> <p>持続可能性（合法性）の証明方法として、現行ガイドラインでは「具体的には、森林認証制度やCoC認証制度等における認証が必要であるが、詳細は林野庁「木材・木材製品等の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインを参照すること」と記してあるが、持続可能性の要件を明確に定めた上で、要件を満たす木質バイオマスのみをFIT/FIP認定の対象とすべき。また、第三者認証スキームの持続可能性基準を個別に精査し、要件を満たす第三者認証スキームのみをFIT/FIP認定に利用できるようにすべき。第三者認証以外の方法によって持続可能性を証明する場合には、その方法が国が定める持続可能性の要件を満たしていることを個別に精査すべき。</p> <p>事業者が持続可能性の確認に利用する第三者認証スキームの名称及び利用量を情報公開することを要件とし、履行状況を確認する体制を確立するとともに、不履行の場合の罰則を設けるべき。</p>	木質バイオマスの持続可能性の確認の在り方については、林野庁ともよく連携し、実態を踏まえた上で必要な検討を行ってまいります。
54	<p>P.4 ③(4)「ライフサイクルGHGを確認できることについて認証を取得すること。」</p> <p>意見内容 認証ではなく、第三者認証とすべき。</p> <p>理由 農産物の持続可能性（合法性）に関しては「第三者認証」と記してあること。</p>	当該項目に関する解説欄において、実際に活用できる第三者認証を記載しているため、第三者認証を指していることは自明であると考えています。
55	<p>該当箇所：p9 O3（3）について「具体的には、森林認証制度やCoC認証制度等における認証が必要であるが、詳細は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を参照すること。」</p> <p>意見内容： 林野庁のガイドラインには、第三者認証と団体認定、自己宣言の3種の合法性証明方法があるが、「認証が必要であるが」と書かれている通り、FITでの持続可能性確認方法は第三者認証に明確に限定すべきである。またパーム油等と同様に、どの認証基準がFITの求める基準と合致しているかの検討と判断を行うべきである。</p> <p>理由： 昨年後半よりFSC認証偽装が大きな問題となり、国会でも繰り返し問題視されている。FSC認証停止となったベトナムの木質ペレットが、別の合法性確認方法により引き続き輸入されているとの報道もある。経産省が木質の持続可能性確認方法についての議論を怠り、どの認証を認めるのか明確にしてこなかったことが、このような問題を引き起こしている。 FITではパーム油やPSKに関しては求める社会・環境基準と産物の持続可能性基準の比較を行い、FIT対象としてみとめる認証とは何かを明確にし、それ以外の認証を対象としない厳しい措置をとってきた。一方、木質に関しては、林野庁のガイドラインに第三者認証以外が含まれている状態のなか、第三者認証に明確に限定することなく、またどの第三者認証がFITの求める基準と合致しているかの判断も行ってこなかった。これはではFIT制度としての一貫性に欠ける上、消費者負担の賦課金で支えられている再エネが持続可能性の担保もできていない状態となり、消費者の信頼と納得を得られない。</p>	パーム油等の持続可能性の確認方法は、木質バイオマスのようなガイドラインがない中で、バイオマス種ごとに個別に確認して使用できる認証をご議論いただいたものです。木質バイオマスの持続可能性の確認の在り方については、林野庁ともよく連携し、実態を踏まえた上で必要な検討を行ってまいります。
56	<p>再エネ特措法では、「エネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る」ことが明示されているため。</p> <p>持続可能性の要件が定められていないため、持続可能性の基準が第三者認証によって異なるにも関わらず、いかなる第三者認証であっても認定の対象となっており、再エネ特措法に定められる「エネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る」ことが担保できないため。また、実際の運用にあたって、サプライヤーのCoC認証取得の確認が行わなず、森林認証を取得していない木材（管理木材等）を原料とする木質バイオマスを利用する事業者が存在する。さらに、林野庁のガイドラインには、森林認証とCoC認証による証明に加え、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」と「個別企業等の独自の取組による証明方法」が記されており、これらを活用する事業者もいることから、FIT/FIP制度に資する持続可能性が担保されていないため。https://www.foejapan.org/forest/biofuel/pdf/210330.pdf</p> <p>FIT制度の透明性を高め、第三者によるチェック機能を利用することによって、より公正で実行力のある制度となるため。また、事業者による履行状況を確認する体制が整っていないことは、制度運用上の重大な欠陥である。罰則を設けることにより、不履行を防ぐとともに、公正な制度運用に繋がるため。</p>	再エネ特措法の下で行うバイオマス発電事業においては、持続可能性が確認できない燃料を使用することはできません。なお、輸入木質バイオマス燃料の持続可能性については、林野庁のガイドラインを参照することとしています。
57	<p>該当箇所： P.10 11行目以降「(III)(4)について、（中略）現時点においてFIT/FIP制度における輸入木質バイオマスのライフサイクルGHGを確認できると認められる第三者認証は、SBP(Sustainable Biomass Program)である。」</p> <p>意見内容 輸入木質バイオマスに関しては、ライフサイクルGHGの確認を第三者認証に依拠するにあたっては、国が求める持続可能性の基準を定めた上で、それを満たす第三者認証のみをライフサイクルGHGの確認に利用すべきである。</p> <p>理由 現在、木質バイオマスに関する持続可能性の明確な基準は定められておらず、個別の第三者認証の持続可能性基準の是非は問われていない。よって、ライフサイクルGHGを確認できる第三者認証を特定することにより、当該の第三者認証の持続可能性基準が脆弱である場合には、非持続可能な燃料の調達を国が助長することになる。また、ライフサイクルGHGの確認に特定の第三者認証を定めることによって、事業者による当該の第三者認証の取得及び当該の第三者認証由来の燃料調達が潜在的に優遇される可能性があるため、持続可能性基準の精査をせずにライフサイクルGHGの確認ができる第三者認証を定めることは大きな危険を伴う。</p>	輸入木質バイオマスについて、ライフサイクルGHGを確認する第三者認証については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにて専門的・技術的な検討結果を踏まえ選定されたものです。その上で、輸入木質バイオマスの持続可能性については、引き続き林野庁のガイドラインを参照することとしています。

58	<p>「利用燃料の持続可能性（合法性）について」 【信頼に足る第三者認証に限定すべき】</p> <p>補足： 団体認定は認めるべきではない。 MSPO、PEFCなどは認めるべきではない。</p>	<p>ご指摘の持続可能性の確認方法については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおける議論や林野庁ガイドラインにおいて認められているものです。</p>
59	<p>輸入木質バイオマスの森林認証の認定機関は主に先発と後発の2団体がいる認識であるが、それぞれの団体の認定基準に差があるため統一した認定基準の設定をお願いしたい。具体的には、FSC Mix材やFSC CW材の取り扱いに関して認定基準が大きく異なっている。一方の団体では被認定者の自主的な調査・評価を求めており、ある程度自社基準による判断および説明によりが認定取得が可能となっていると思われる。その為本来、製品にて使用されないFSC CW材が木質ペレットの取引においても使用されているものも見受けられる。他方の後発の認定団体においては、調達先ごとにすべてのサプライチェーンの開示を求められ、時間とコストを要する事となっている。これにより取引上において各社競争力に差がでており、調達先としてもより厳しくない基準への販売を推進する事例もある。当然持続可能性と合法性を確認する義務は各社あり、FIT制度における前提ではあるものの、各認定団体へガイドラインを基にした判断基準を委ねるのではなく、透明性が高くかつ現実的な認定基準を必要な確認事項も含めて統一して欲しい。また、国内はともかく輸入木質バイオマスにおいては、第3者機関のFSC認証等の認証があるにも関わらず、さらに別途国内の認定団体からの認定を受ける必要性の有無に関しても協議が必要と考えます（合法性や持続可能性の証明はFSC等の第3者の認証取得のみ判断が可能ではないか。昨今調達先で認証失効の事例があったものの、認定団体では防げていない）</p>	<p>輸入木質バイオマス燃料の持続可能性の確認については、林野庁のガイドラインを参照することとしています。</p>
60	<p>P4「3(3) 加工・流通を行う取扱者から、持続可能性(合法性)が証明された木材・木材製品を用いることを証明する書類の交付を受け、事業終了後 5 年間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと。」</p> <p>意見： 「持続可能性(合法性)が証明された木材・木材製品を用いることを証明する書類の交付」とあるが、書類の確認が事業者任せになっている。燃料の合法性や持続可能性が担保されるよう、政府がチェック体制を確立すべきではないか。 さらに、食料競合のみならず、木材も既存の用途があるため、既存用途を優先すべきことは言うまでもないが、需給バランスを崩す可能性がないか慎重に検討する必要がある。とはいえ燃料用途の買取価格が既存用途よりも高く設定されている場合には、事業者によるカスケード利用の徹底を求めることは難しいと考えられる。すべての事業者に、誰でも閲覧が可能のようにホームページ等での宣誓や報告の公開を求めることで、最低限の透明性を担保すべきである。</p>	<p>輸入木質バイオマス燃料の持続可能性の確認については、林野庁のガイドラインを参照することとしています。</p> <p>なお、既存の用途への影響については、再エネ特措法施行規則において「当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること。」と規定しています。</p>
61	<p>P.4、5：3.③(4)、④(4) 燃料のサプライチェーン上の各社において、ライフサイクル GHGを確認できることについて認証を取得すること。</p> <p>・意見内容 ライフサイクルGHGの確認スキームとして、“既存認証スキーム”が今年度整備されたが、“FIT/FIP専用の新確認スキーム”についても引き続き早期の整備に向けた審議をお願いしたい。 また、“FIT/FIP専用の新確認スキーム”の確認方法については、認証に係る対応リソースの有効利用等の観点も含め、一定の要件を満たすことを前提に、個人も含む検証主体を認めるといった運用を検討してはどうか。例えば当該検証主体として、条例等に定められている検証者や、LC-GHG算定に関連する一定年数以上の業務経験者及び研究者なども適当と史料する。</p> <p>・理由 2021年度までの認定案件で輸入木質バイオマスのGHGを算出する場合、サプライヤーがSBP等を持っていない場合には“既存認証スキーム”が利用できず、必然的に“FIT/FIP専用の新確認スキーム”を用いることとなるため、認証スキームや認証機関に依拠せずに活用できるスキームの整備は必須となる。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の議論の参考とさせていただきます。</p>
62	<p>・新規に認証を取得することになるためサプライヤーや中間商社では導入・維持コスト増につながるため燃料価格の高騰につながるため負担が大きいのは問題ではないか ・農作物残渣の認証などFITに関しては後出しの大幅な条件変更が多く、取引のリスク管理などから優先度が下がり、安定した燃料供給を受けられない可能性がある ・バイオマスでは海外認証機関に依存する傾向が強く、大きな利益の流出につながっている。CFPガイドラインを策定しているのであるから行政主導で規定した値に沿って、エンドユーザーである各発電所が自社調達サプライチェーンを計算・管理できる形にするのがよいのではないか ・一般木質認証に関しては所属協会や地方経産局などで判断基準が大きく異なり混乱を引き起こすケースも多い、METI主導でしっかりと統一見解を示してほしい</p>	<p>再エネ特措法の下で行うバイオマス発電事業において、燃料調達時に第三者認証等を用いて持続可能性を担保することは、調達価格等算定委員会、およびバイオマス持続可能性ワーキンググループでなされた議論を踏まえ決定したものです。 その他いただいたご意見については、今後の議論の参考とさせていただきます。</p>
63	<p>「PKS」を含む農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのライフサイクルGHGの「個別計算」について第三者認証を求めているが、本件について検討がされている、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループの最新の検討状況(第17回 2022年8月17日)によれば、「個別計算ができることについての第三者認証」の、ライフサイクルGHGの確認方法について、認証スキームに求めるメルクマールに「認証機関に対して、ISO14065に相当する認定を求める」方針が示されている。 但し、この検討経過において、ワーキンググループで確認された認証スキームはGGL、ISCC、RSBのみとなっており、それらの認証スキームにおいて「ISO14065」に対応できるかどうかのみが検討されており、他の認証スキームや認証機関、事業者へのヒアリングが実施されていないため、バイオマス燃料市場の状況、認証機関の対応可能性、認証市場の状況、審査員の確保状況などが勘案されていない為、著しく公平性・現実性を欠く検討状況であると考ええる。 かかる状況下において、現段階では、「ISO14065」に対応できる認証スキームが限定的になってしまい、認証市場において寡占的な状況を生み出さう。これは、エネルギー供給事業者に対し過度の経済的負担を惹起しうる。 また、実質的に「ISO14065」への適合のみが要件になってしまっている為、これに対応できる認証機関が（特に日本国内では）限定的になってしまい、認証審査の審査員不足を招きかねず、著しく認証取得スピードを鈍化させ、ひいてはバイオマス燃料供給の停滞を発生させる恐れがある。 しかも、国内において東京都や埼玉県の特温室効果ガス排出量検証員などの国内GHG検証インフラが機能しているにもかかわらず、あえて認証市場における寡占的な状況を生み出さう状況を作り出すのは不穏当な施策であると言わざるを得ない。このような問題を含む検討状況で、今回の「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）3. マル4（4）項」は削除すべきであり、他の認証スキーム、国内認証機関、事業者の意見を調査・検討した上で、規定することが妥当と考える。</p>	<p>ライフサイクルGHGの確認に係る第三者認証の要件については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおける専門的・技術的な検討結果を踏まえたものです。</p>
64	<p>事業計画策定ガイドラインp.10「③(4)について、ライフサイクルGHGの確認できることを証明すること。現時点においてFIT／FIP制度における輸入木質バイオマスのライフサイクルGHGを確認できると認められる第三者認証は、SBP（Sustainable Biomass Program）である」と記載されています。GHG算出に関しての認証を発電事業者が取る場合、輸入木質についてはSBPのみとなっており、既にFIT制度において輸入木質を利用している事業者数・案件数から、SBPの認証能力を上回る懸念があります。認証取得にかかる期間のリードタイムなどを含め、経過措置期間内でのすべての輸入木質利用事業者が取得できるだけのSBPの認証能力を確認されているのでしょうか。もしくは輸入木質について、SBP以外の認証制度を利用可能とするよう議論を進めるべきと考えます（GGLなど他のバイオマス種で利用可能な認証やISO14065に基づく他の認証制度など）</p>	<p>ご指摘のライフサイクルGHGの確認に係る第三者認証の選定については、今後も、必要に応じ議論・検討してまいります。</p>

65	<p>P.5 : 3.④(4) なお、ライフサイクルGHGの個別計算を活用する場合は個別計算ができることについての第三者認証を取得した上で算定を行うこと。</p> <p>・意見内容 バイオマス持続可能性WGにて、個別計算値の確認のために既存認証スキームに求めるメルクマールとして、『「認証機関に対して、ISO 14065に相当する認定」を求める』と整理されているが、「ISO 14065に相当する認定」を具体的に例示願いたい。</p> <p>・理由 個別計算を活用していくためには、対応可能な認証機関が必要となるが、「ISO 14065」を取得している認証機関は限定的という問題がある。「ISO 14065に相当する認定」を具体的に示していただくことで、対応可能な認証機関を拡大し、個別計算の活用が可能な状況にすることが必要である。</p>	<p>ライフサイクルGHGの確認に係る第三者認証の要件については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおける専門的・技術的な検討結果を踏まえたものです。</p>
66	<p>3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築 解説 3 「具体的には、森林認証制度（※1）やCoC認証制度（※2）等における認証が必要で…」→「具体的には、森林認証制度（※1）のFM認証（※2）およびCoC認証（※3）等による確認が必要である」（※2）FM認証 森林認証の原則や基準に基づき森林管理が適切に行われていることを審査機関によって認証するもの」</p> <p>CoC認証は、森林認証制度の一部を構成するサプライチェーンを確認するしくみであり、森林認証制度とCoC認証制度を併記するのはそぐわないと考えられるため。</p>	<p>輸入バイオマス燃料の持続可能性の確認については、林野庁のガイドラインを参照することとしており、ご指摘の箇所は、その旨を説明する趣旨の記載です。</p>
67	<p>・第2章1節3 3(4)のライフサイクルGHGについて 1 第三者認証ではSBP認証と記載しているがそれ以外の認証では不可なのか</p>	<p>ご指摘のライフサイクルGHGの確認に係る第三者認証の選定については、今後も、必要に応じ議論・検討してまいります。</p>
68	<p>3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築 解説 4…農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性（合法性）を担保することができると認められる第三者認証は、RSPO(Roundtable on Sustainable Palm Oil)（2013年版又は2018年版）、RSB(Roundtable on Sustainable Biomaterials)、GGL（Green Gold Label）（※1）、ISCC Japan FIT（International Sustainability and Carbon Certification）（※2）及びMSPO（Malaysian Sustainable Palm Oil）Part4-1、4-2、4-3である。</p> <p>→ …農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性（合法性）を担保することができると認められる第三者認証は、パーム油についてはRSPO(Roundtable on Sustainable Palm Oil)（2013年版又は2018年版）、RSB(Roundtable on Sustainable Biomaterials)及びISCC Japan FIT -Sustainable Palm Oilであり、副産物については、RSPO(Roundtable on Sustainable Palm Oil)（2013年版又は2018年版）、RSB(Roundtable on Sustainable Biomaterials)、GGL（Green Gold Label）（※）、ISCC Japan FIT - Palm Kernel Shells and Palm Trunks及びMSPO（Malaysian Sustainable Palm Oil）Part4-1、4-2、4-3である。</p> <p>認証制度には、パーム油のみに適用されるもの、副産物のみに適用されるものがあり、明確に記することが望ましいと考えられる。</p>	<p>それぞれの第三者認証がどの燃料に適用されるかは、各第三者認証の文書を参照すれば自明であるため、それぞれ適用される燃料についての記載は行っておりません。</p>
69	<p>3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築 4(3)主産物、副産物のいずれについても、バイオマス燃料の持続可能性（合法性）を確保し、第三者認証（RSPO2013、RSPO2018、RSB、GGL、ISCC Japan FIT 又はMSPO Part4-1,4-2,4-3）により、持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受けること。</p> <p>→ 4(3)主産物、副産物のいずれについても、バイオマス燃料の持続可能性（合法性）を確保し、第三者認証（パーム油：RSPO2013、RSPO2018、RSB又はISCC Japan FIT - Sustainable Palm Oil 副産物：RSPO2013、RSPO2018、RSB、GGL、ISCC Japan FIT - Palm Kernel Shells and Palm Trunks又はMSPO Part4-1,4-2,4-3）により、持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受けること。</p> <p>認証制度には、パーム油のみに適用されるもの、副産物のみに適用されるものがあり、明確に記することが望ましいと考えられる。</p>	
70	<p>3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築 解説 2 また、ライフサイクル GHG 排出量の基準は、比較対象電源のライフサイクル GHG を 2030 年のエネルギーミックスを想定した火力発電のライフサイクル GHG である 180g-CO2/MJ 電力とする。比較対象電源のライフサイクル GHG に対する削減率は、【2030 年度以降】に使用する燃料については70%削減を達成することを要求する。これを前提に、2022 年度以降の認定案件に対し、2023 年 4 月 1 日より、【2030 年までの間】は燃料調達毎に50%削減を達成することを要求し、これらの基準を満たすことを FIT/FIP制度の認定の要件とする。</p> <p>「2030 年度以降」は2030年度を含み、「2030年までの間」にも2030年を含むと考えられ、2030年がいずれにも当てはまるように読める。意味を明確にするため、「2029年度末までの間」としてはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正いたします。</p>
71	<p>カシューナッツ殻油は油脂の性質から、セタン価が低く単体でディーゼルエンジンの燃料に使用することは難しいため、F I T で認定を受けたパーム油と混ぜて使用することになると想定される。</p> <p>一方、過去のWGで既存の認定事業者が新たな燃料を使用する変更認定申請をするさいは、既認定のパーム油についてもGHG排出量の削減の基準値を下回ることを確認するという議論がされていたが、既認定のパーム油のGHG排出量の削減率の算定結果が49%だった場合は、カシューナッツ殻油を使用するための変更認定申請は認められないということか？それとも、カシューナッツ殻油の削減率と合算して、削減率が50%を以上であれば良いという解釈になるのか？</p>	<p>変更認定申請を行う場合も、既認定の燃料を含むすべての燃料について、ライフサイクルGHG排出量基準を満たすことが求められます。</p>
72	<p>農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのライフサイクルGHG既定値 では、RBDパームオイルを使用している事業者が過半数を超えているのに、CPOとパームステアリンの規定値しか算定されていないのは何故か？RBDパームオイルを使用する場合のGHG排出量を算出するのが難しいのでRBDパームオイルの規定値も早急に算定してもらいたい。</p>	<p>ライフサイクルGHGの既定値については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおける専門的・技術的な検討結果を踏まえたものです。</p>

73	<p>P.12：3.【解説】（留意事項1） 現時点でFIT/FIPの新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマスは、主産物はパーム油、副産物はPKS、パームトランク、EFB（パーム椰子果実房）、ココナッツ殻、カシューナッツ殻、くるみ殻、アーモンド殻、ピスタチオ殻、ひまわり種殻、コーンストローベレット、ベンゴワン（葛芋）種子、サトウキビ茎葉、ピーナッツ殻及びカシューナッツ殻油に限る。</p> <p>・意見内容 国内における飼料/肥料との競合の関係から追加が見送られた稲わら、麦わら、もみ殻について、国外の利用状況も精査した上で、引き続き検討いただきたい。 また、非可食かつ主産物であり検討対象から除外されているソルガム等のエネルギー作物についても、再度検討の俎上に載せていただきたい。</p> <p>・理由 第21回WGにおいて、稲わらは国内での飼料/肥料としての利用状況を鑑み、当面買取対象に含まないという結論には異論ないが、麦わら、もみ殻については国内の利用状況もさることながら、海外での発生・利用状況や燃料としての供給ポテンシャルを精査の上、引き続き協議を持っていただきたい。 第20回WGにおいて相川委員が「〇のつかなかったソルガムのような非可食かつ主産物であるもの（エネルギー作物）も必要に応じて検討し直すタイミングかもしれない。」と発言している。主産物であっても、土地利用変化について問題がないことが持続可能性証明の中で確認できれば、正当に使えるのではないか。</p>	現時点でFIT/FIPの新規認定の対象となる燃料以外の燃料を使用する場合は、専門的・技術的な検討が必要となります。
74	<p>・該当箇所 事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）P3～5 P3 3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築 P4 ④農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの場合には、以下の事項を遵守すること。 （中略） P5（4）「燃料のサプライチェーン上の各社において、（中略）「なお、ライフサイクルGHGの個別計算を活用する場合は個別計算ができることについての第三者認証を取得した上で算定を行うこと。」</p> <p>・意見内容 事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）3. ④（4）項の削除</p> <p>・理由 「PKS」を含む農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのライフサイクルGHGの「個別計算」について第三者認証を求めているが、本件について検討がされている、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループの最新の検討状況(第17回 2022年8月17日)によれば、「個別計算ができることについての第三者認証」の、ライフサイクルGHGの確認方法について、認証スキームに求めるメルクマールに「認証機関に対して、ISO14065に相当する認定を求める」方針が示されている。 但し、この検討経過において、ワーキンググループで確認された認証スキームはGGL、ISCC、RSBのみとなっており、それらの認証スキームにおいて「ISO14065」に対応できるかどうかのみが検討されており、他の認証スキームや認証機関、事業者へのヒアリングが実施されていないため、バイオマス燃料市場の状況、認証機関の対応可能性、認証市場の状況、審査員の確保状況などが勘案されていない為、著しく公平性・現実性を欠く検討状況であると考え。このような検討状況で、3. ④. （4）を規定することで懸念される問題点としては以下のようなことが考えられる。 1. 現段階では、「ISO14065」に対応できる認証スキームが限定的になってしまい、認証市場において寡占的な状況を生み出しうる。これは、エネルギー供給事業者に対し過度の経済的負担を惹起しうる。 2. 実質的に「ISO14065」への適合のみが要件になってしまっている為、これに対応できる認証機関が（特に日本国内では）限定的になってしまい、認証審査の審査員不足を招きかねず、著しく認証取得スピードを鈍化させ、ひいてはバイオマス燃料供給の停滞を発生させる恐れがある。このような問題を含む検討状況で、今回、「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）3. ④（4）」、特に「ライフサイクルGHGの個別計算を活用する場合は個別計算ができることについての第三者認証を取得した上で算定を行うこと。」と規定するのは適当ではなく、バイオマス持続可能性ワーキンググループで提起されているメルクマールである「認証機関に対して、ISO14065に相当する認定を求める」要件である、特に「相当」部分について、他の認証スキーム、国内認証機関、事業者の意見を調査・検討した上で、「ISO14065相当」を明確にして規定することが妥当であると考え。</p>	ライフサイクルGHGの確認に係る第三者認証の要件については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおける専門的・技術的な検討結果を踏まえたものです。
75	<p>・該当箇所 バイオマス発電ガイドライン内の「3. 燃料の安定調達に関する計画策定及び体制の構築」について</p> <p>・意見内容 「国内森林に係る木質バイオマス燃料調達及び使用計画について、計画が既存用途との関係で与える影響を最小限にするよう努める」とあるが当社の原料となる廃棄物由来木質チップの当社工場への入荷量は2018年以降関西地区の2019/2020年を除き減少傾向が横這いで推移している。今後増加傾向に転じる可能性は小さいと予想される。今後FIT/FIPをベースとしたバイオマス発電設備が増加すると、減少傾向が顕著になり既存産業であるパーティクル・ボード生産に支障を来す恐れが多分にある。</p> <p>・理由 関西・関東地区共に新たな木質チップの需要、即ちバイオマス発電設備が増加すると、入荷量に大きな影響を及ぼす事は避けられず、実際の現象が起こっている。例年冬時期はチップ状況がタイトになるが、生産に必要なチップ確保のため2023年1月、2月において集荷地域や集荷先の拡大をさらに進めた結果、2か月間での調達コストは堺工場で178、つくば工場では124に達している。FIT/FIP制度による廃棄物由来の発電燃料チップ使用増は既存産業に深刻な影響を与えることが十分に予想される。</p>	既存の用途への影響については、再エネ特措法施行規則において「当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること。」と規定しています。

3. その他の御意見		
76	<p>「事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。」の記載について 廃棄等費用積立ガイドラインの「2. 適用対象の範囲」で、事業用太陽光発電を対象としたガイドラインとされているので、バイオマス事業計画策定ガイドラインに記載するのは不相当だと思います。</p>	<p>御指摘の箇所については、再エネ特措法に基づく事業計画の策定にあたり、再エネ特措法施行規則様式中で示される事項を遵守することへの同意が求められることに関して、一例として太陽光の申請様式を抜粋したものであり、バイオマス発電が廃棄等費用積立ガイドラインの対象となるものではありません。</p>
77	<p>ノンファーム型の出力抑制への対応について 大半のディーゼルエンジン発電の場合、 ・無負荷状態でエンジンのフル稼働を続けると設備の重大な故障を来す可能性が高い。 ・エンジン1基を完全に停止させた場合、エンジン内部に残った燃料が固まってしまうと大規模な分解整備が必要になる可能性がある。 ・その時々エンジンの稼働台数や各エンジンの出力%、使用している燃料の種類、外気温などを考慮してどのエンジンをどれだけ出力を落とすかを決める必要がある。 など、ディーゼルエンジンの立ち上げや停止には、職員が実際の設備の状態を見ながら操作する必要があり、太陽光発電のパワコンと同じように外部システムからの信号によって出力の上げ下げをすることは、現実的に難しいため、これまで通りの給電指令所からの要請を受けて人的な操作による対応の方が合理的だと思われます。以上のことから、ディーゼルエンジン発電設備については、除外する旨注釈を記載していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、今回の改正事項に係るものではありませんが、ご意見として承り、今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
78	<p>事業計画策定ガイドライン（太陽光 発電）改正 案 新旧対照表 P5 5行目～ 「事業者自らが技術基準適合性を確認し、その結果を国に届け出ることが義務付けられており」の部分について、届出に対して代行を可として載きたい。 <理由> 住宅の屋根設置で太陽光を10kW以上設置する場合は事業者が電気的な知識が少ない一般のお客様（居住者）となります。 自らが技術基準に合っているか確認し、その使用前自己確認（専門的な電気試験）結果を国に届出ることが義務とありますが、一般のお客様が内容を理解し届け出るとは現実難しいと考えます。 届出の代行ができるような“緩和”が必要と考えます。</p>	<p>御指摘の電気事業法に係る届出方法等の具体的な手続については、今回の改正事項に係るものではありませんが、ご意見として承ります。</p>